

一般財団法人宮崎県建築住宅センター
建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款

(責務)

- 第1条 提出者又は申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人宮崎県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。）、これに基づく命令、告示及びこれらに係る通知（技術的助言）を遵守し、乙の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）及びこの約款（業務規程第7条第1項から第3項の規定により提出又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）並びに引受書を含む。以下同じ。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、業務規程【第18条の規定】に基づき算定され、引受書に定められた額の料金（以下「判定料金」という。）を第3条に規定する日（以下「納入期日」という。）までに納入しなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受書に定められた業務の対象建築物（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、提出書類等に関して乙が追加説明等を求め、又は不備や不明確な点を指摘した場合は、速やかに追加説明書の提出や提出書類等の補正等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。
- 7 甲は、提出書類等の記載事項と、対象建築物の建築確認を行う建築主事又は指定確認検査機関に提出する確認申請書及びその添付図書の記載事項を整合させなければならない。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、引受書に定める引受日から14日を経過する日とする。
- 2 前項の日までに乙が業務規程第11条第3項の規定により甲に期間を延長する旨の通知書を交付した場合は、乙の業務期日を当該通知書に記載された期間に相当する日数分延長する。ただし、延長する期間は28日の範囲内とする。
- 3 乙は、甲が前条第4項から第6項に定める責務を怠ったとき、第三者による妨害、天災その他の乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる延長期間その他必要事項については、甲乙協議して定める。

(判定料金の納入)

- 第3条 判定料金の納入期日は乙の引き受けの日から3日を経過する日とする。
- 2 甲は判定料金を現金、または乙の指定する銀行口座に振込みにより納入するものとする。なお、振込みに要する費用は甲の負担とする。
- 3 前二項について、甲乙協議により別に定めた場合はこの限りではない。

(審査中の計画変更)

- 第4条 甲は、適合判定通知書等の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、当該計画の提出又は申請（以下「提出等」という。）を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならない。
- 2 前項の提出等の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、業務期日までに業務を完了せず、またその見込みのないとき
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 前項に定めるほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって計画の提出等を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は判定料金の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は判定料金を甲に返還しない。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、判定料金を納入期日までに納入しないとき
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は判定料金を甲に返還しない。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けたときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

- 第7条 乙は、甲の提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定業務の結果について責任を負わない。
- 2 乙が行う判定業務は、次の各号に掲げる事項について保証するものではない。
 - (1) 対象建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合すること。
 - (2) 対象建築物に瑕疵がないこと。

(秘密保持)

- 第8条 乙は、この契約に定める判定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

- 第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じた事項については、信義誠実の原則に則り甲乙協議の上、定めるものとする。

(附則)

この約款は、令和6年10月1日より施行する。

(附則)

この約款は、令和7年10月1日より施行する。